

## 「市街地液状化対策事業」にかかる事業経過

平成23年度

平成23年7月8日

### 「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議」(通称「復興検討会議」)の設置と開催

公共財産(道路等)、私有財産(宅地等)で形成される「まち」の復旧・復興に向けて、液状化対策案の検討等を行うべく、学識経験者、有識者、被災した地区の市民の代表及び行政の職にある者により、復興検討会議を設置し、平成23年12月までに6回の会議を開催しました。



7月15日、8月22日、9月28日、10月19日、11月16日、12月21日 計6回開催

平成23年11月

### 「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の素案提示(中間報告)

「住宅地の液状化対策」として「戸建住宅の集約化と集合住宅建設」「道路と宅地等の一体的な液状化対策」等の案を中間報告として市民に説明し、あらゆる意見を把握しました。その結果、「道路と宅地等の一体的な液状化対策」のさらなる検証が求められました。

この案は、後において、浦安市で工事着手が予定され、本市としても実現可能性の有る液状化対策として市民に提案した「公共施設と宅地の一体的な液状化対策(格子状地中壁工法)」となるものです。



11月12日 袖ヶ浦地区、11月13日 香澄地区、11月24日 谷津3丁目地区

平成24年1月10日

**「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議」から本市への報告**

半年の会議開催を以って、本市に提出された復興検討会議からの報告書においては、行政の「責務」として、後の「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」となる復興手法の検証、現在も進められている被災者生活再建支援の充実等に加えて、市民の「役割」として、個人資産(私有財産)の復興を自ら進めることが災害に強いまちづくりとなることを認識していただきつつ、個々の「復興」に対する意向を互いに確認すること等が提言されました。

平成24年2月

**「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議」からの報告及び市民の意向の確認**

復興検討会議から本市へ提出された報告書の内容を市民に説明すべく、各地区で報告会を開催しました。報告会においては、その後の復興への取組みとして、市民においては、個人資産の復旧・復興として個々に取組むことを考えていただく一方で、行政とともに周囲の方々との合意形成を図った上で「まち」全体の液状化対策(「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」)に取組むことを提案しました。



《報告会開催状況》

2月25日	袖ヶ浦地区	出席者	約110名	
2月26日	谷津3丁目地区	出席者	約50名	
3月11日	香澄地区	出席者	約190名	
3月20日	秋津地区	出席者	約100名	総計 約450名

**平成24年度**

平成24年10月17日

**「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の調査・研究に向けた復興交付金事業計画の提出**

国においては、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを財政面で支援することを目的に復興交付金制度が創設されました。

本市においては、「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」を目指す「市街地液状化対策事業」に取り組むべく、国土交通省の都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)が活用できると考え、計画期間を平成27年度までとする復興交付金事業計画を作成し提出しました。

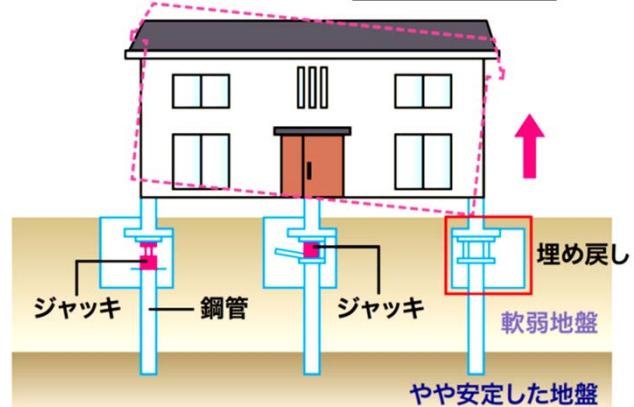


平成25年1月

**「被災住宅地の復旧・復興にかかるガイドライン」の作成と個別相談会の開催**

「復興検討会議」からの報告を踏まえ、個人単位で取り組む建物の修復方法や宅地の液状化対策、並びに費用等を取りまとめ、市民が被災者生活再建支援制度を活用して取り組むことができるよう、「被災住宅地の復旧・復興にかかるガイドライン」を作成し、平成25年3月までに6回の相談会を開催しました。

1月27日 新習志野公民館、2月3日 谷津公民館、2月10日 袖ヶ浦公民館  
 2月17日 新習志野公民館、2月24日 谷津公民館 相談者数27名



**平成25～26年度**

平成25年3月

**「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の調査・研究に着手**

国土交通省策定「市街地液状化対策推進ガイドス」に従い、「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の研究に取り組むべく、液状化対策工法の概略検討並びに地質調査等に着手しました。並行して学識経験者等に構成される「習志野市液状化対策検討委員会」のご審議、ご意見をいただきながら、香澄地区の一部をモデル地区として「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の実現性等の評価を行いました。



平成25年3月～平成26年1月

**「習志野市液状化対策検討委員会」の設置と開催**

「公共施設と宅地の一体的な液状化対策（格子状地中壁工法）」については、全国でも実績が少なく、研究成果も少ないことから、その研究手法を見出すまでに委員の知力を最大限に活用し、共に試行錯誤した結果、多くの時間を費やすこととなりました。



《委員会開催状況》

平成25年3月19日、5月30日、11月1日  
平成26年1月31日

計4回開催

平成26年3月

「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の調査・研究成果の報告及び市民の意向の確認

本市における液状化対策として、「格子状地中壁工法」に実現可能性があるかと判断し、平成26年3月から4月初旬にかけて「香澄」「袖ヶ浦」「秋津」「谷津3丁目」の各地区の方々に対して、報告会を開催し、当該工法による「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の提案と、個別勉強会の開催を案内しました。しかしながら、その後、「個人の負担する費用が高額であること」等により、工事着手に向けた個別勉強会の開催等の申出はありませんでした。



《報告会開催状況》

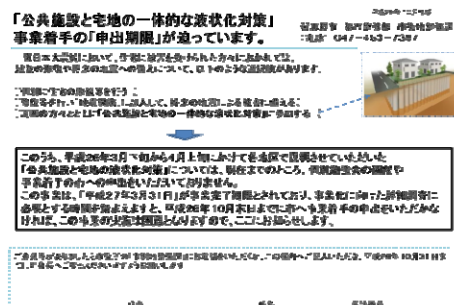
3月29日	袖ヶ浦地区	出席者	208名	総計 438名
3月30日	秋津地区	出席者	40名	
	谷津3丁目地区	出席者	25名	
4月6日	香澄地区	出席者	165名	

平成26年10月

「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の再周知

依然として、工事着手に向けた個別勉強会の開催等の申出がない状況下において、復興交付金を活用した「市街地液状化対策事業」の計画期間は、制度上、「集中復興期間」として設定されていた平成27年度末までとなっていました。工事着手に向けた詳細調査に要する時間を踏まえると、平成26年10月末には工事着手について判断しなければならないことから、市民に対し制度の周知や地域の意向確認を行う必要があると判断し、チラシを作成して再度、周知を図りました。

しかしながら、「事業化を考えたい」との意見がある一方で、「費用負担が大きい」が故に「事業化は考え難い」という意見があり、ここでも工事着手への申出は得られませんでした。



チラシ約10,000枚を配布・回覧 問合せ28件のうち、意見書提出2件



## 平成27年度

平成27年7月

### 「国道14号以南の埋立て地区における地質の状況」の調査

個々の住家の建て替え等を行う際の液状化対策に活用できる資料等を作成するため、国道14号以南の地域(袖ヶ浦4, 5, 6丁目、谷津3丁目)において、追加的な地質調査を実施しました。

平成27年11月

### ホームページにおける「国道14号以南の埋立て地区における地質の状況」の公表


「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」等、これまで取組んできた研究及び地質調査等によるデータ、ならびに追加的な地質調査により地質データをとりまとめ、個人単位での液状化対策等にご利用いただけるよう、ホームページにて公開しました。

平成28年1月

### 「地質の状況」「被災者生活再建支援制度等の申請期限延伸」「市街地液状化対策事業の事業化の見込み」にかかる周知

個人単位での液状化対策等に利用していただくべく、地質調査等のデータをホームページにて公表したこと、被災者生活再建支援制度の申請期限が延伸されたこと、本市が取組んできた「市街地液状化対策事業」の状況について、チラシを作成し配布、周知を図りました。

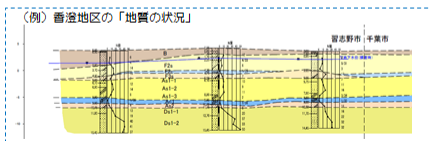
お知らせ

 習志野市役所  
(代表) 047-451-1151


#### その1:お住まいの地域の「地質の状況」を公表しています。

これまで、市内の「地質の状況」を知るうえで、「ちば情報マップ(千葉県作成)」等がありましたが、新たに習志野市ホームページにおいても、東日本大震災復興交付金事業等で行った調査に基づき、**国道14号以南の地域における「地質の状況」**を公表しましたのでお知らせします。(お問い合わせ:市街地整備課)現在、公表している地区は以下のとおりです。 (電話) 047-453-7367

公表地区:首澄地区、袖ヶ浦地区(4丁目~6丁目)、谷津3丁目地区



裏面あり

 習志野市役所  
(代表) 047-451-1151

#### その2:「被災者生活再建支援制度」「液状化等被害住宅再建支援制度」の申請期限が延伸されています。

東日本大震災により住宅に被害を受けた方々におかれては、住宅の被災状況により、国の「被災者生活再建支援制度」や千葉県と本市が連携して行う「液状化等被害住宅再建支援制度」を利用することができますが、いずれの申請期限も「平成28年4月10日」まで延伸されています。(お問い合わせ:復興管理課) ぐわしくは「危機管理課」にご相談ください。 (電話) 047-453-9211

なお、「市街地液状化対策事業(公共施設と宅地の一体的な液状化対策)」をはじめとする東日本大震災復興交付金事業の施行期間は、平成32年度まで延伸されましたが、「市街地液状化対策事業(公共施設と宅地の一体的な液状化対策)」の事業化には至ってありません。

お問い合わせ、ありがとうございました。

本チラシの作成配布担当課:国土新中務課 市街地整備課



チラシ約10,000枚を配布・回覧  
問合せ21件のうち、市街地液状化対策事業に関する申し出はなし。

平成28年3月

### ホームページにおける「国道14号以南の埋立て地区における地質の状況」を更新

既往の地質データと「ちば情報マップ(千葉県作成)」における資料を基に、袖ヶ浦1丁目、秋津4・5丁目地区の地質状況をとりまとめ、公表しました。